

公費による汚水枡設置について

申請前に行うこと

- ◆申請(問合せ)前に必ず現地のご確認をお願いします。
- ◆確認書類

・案内図、下水道台帳
・公図、登記事項要約書
etc. ※(写しでも可)



申請時に行うこと

- ◆以下の書類を提出してください。

・汚水枡設置申請書 ・案内図 ・登記事項要約書
・汚水枡設置位置承諾書 ・公図(写し) ・下水道台帳(写し)

／汚水枡設置における注意事項／

- ・下水道法第4条(事業計画の策定)に係る区域以外の設置は行っておりません。
- ・汚水枡設置申請地が**市街化調整区域**の場合は、申請地に建物の建築が可能であることを証明する書類の写しも必要となります。
(例)「都市計画法第43条(または29条)」に係る許可通知書、許可申請書
「都市計画法施行規則第60条」に規定する証明書
- ・開発行為に該当する等、条件によっては市で設置できない場合がございます。
- ・市で設置する場合には、**受益者負担金・宅内排水施設設置費・下水道使用料等**については、個人のご負担となります。



◇注意事項◇

- ・設置期間:申請から汚水枡設置まで**5か月**程度
- ・受付期限:**令和8年4月1日(水) 9時 ~ 令和8年11月30日(月) 17時迄**

《問い合わせ先》

下水道整備課 建設班 電話:043-245-5377